

構造改革特区に関する有識者会議によるヒアリング
議事概要

交通規制の権限移譲（警察庁）

1. 日時 平成 17 年 5 月 24 日（火）10:30～11:20
2. 場所 内閣官房構造改革推進特区室 7 階会議室
3. 出席者
（委員）市川委員、白石委員、山田委員
（所管省庁）警察庁交通局交通規制課 種谷課長
（事務局）滑川室長、檜木参事官、宮地参事官、ほか

4. 議事経過

事務局からの説明（規制の特例事項の内容、論点など）と、所管官庁からの説明（制度の概要など）がなされた後、以下のような質疑応答が行われた。

（市川委員）本日は、特に何らかの結論を出すということが必要なわけではなく、論点を出すこと、明らかにすることが必要なもので、限られた時間でご意見があればお願いしたい。

（白石委員）（警察署長による交通規制が）「1 か月を超えない」というのはどういう理由によるものなのか。

（種谷課長）1 か月というのがアプリアリにあるわけではない。恒久的なものは国民生活に影響を与え、しかも罰則で担保するものであるため、慎重に対応する。公安委員会は中立性を保っている機関であるため、そこに権限を与えてある。臨時的なもの、例えば、東京ではシティマラソンなどの場合があるが、そのようなものは、一時的には国民生活に影響を与えるが、恒久的なことではない。臨機応変に対応できるということで、警察署長に権限を与えてある。では、これが、1 か月でなければいけないのか、2 か月になるといけないのか、という話になると、そこは一定のところを決めている。また、その1 か月を更新してはいけないと法律に書いていない。ただ、趣旨からすると、ずっとこれで対応するというのは脱法的な行為となるので、それはよろしくないということになる。事情によっては、1 か月のところをもう1 か月ということも、理論的には可能である。どこかで線引きするといった時に、道交法の施行令では1 か月を超えないとなっている。多くのイベント・祭りというものはある程度続いたとしても1 か月だ。1 か月あれば、基本的に、緊急なものであれば、それなりの対応ができるし、必要があればその間に公安委員会に上申して、長期のものとしていくということも。

- (白石委員) こういう場合、1か月が妥当、3か月が妥当というのは公安委員会の判断か。
- (種谷課長) これは政令で1か月となっているので、1か月で臨時的なものは可能ということなのだろうが、それが更新2回までいいとか、3回までいいというのは、基準がないので、具体的な案件に応じて、本部のほうと警察署のほうとで連絡を取りながら公安委員会にも報告して、「致し方ない」ということになれば、それ(更新)自体がだめだということにはならない。ただ、それをずっとやっていると1年とか2年とかというのは、趣旨を没却することになるのでよろしくないということになる。もし、そんな時間があるなら、ちゃんと公安委員会にかけて、公安委員会の恒久的なものにすればいいのではないかという話になる。
- (山田委員) 1か月以内であれば警察署長の権限ということだが、資料の「3. 公安委員会による交通規制までの流れ」では公安委員会のところで3か月かかり、2か月の空白がある。更新し続けると法の趣旨に反するとなるが、本当は3か月以内について警察署長の権限があれば、署長でやれるということにならないか。
- (種谷課長) この4週間、4週間、6週間というのは、平均値を出したものであり、本当に早いもの、緊急に必要なものは1か月でできている。長いものは、実際に長くなっているものはある。なぜ、平均で3.5か月かかっているかということ、工事の入札を行うときに、例えば1本の標識は2万円くらいしかしないが、1本の標識について契約をすると、単価が高くなる。なので、ある程度の交通規制がまとまって年に何回かまとめて競争入札をやるといった形で行っている部分もあるので、実際に平均をとると3.5か月になっているが、本当に緊急のもので即対応する必要があると判断されたものについては1か月間警察署長権限でやって、その間にある程度手続きを進めてやるということも可能だし、実際に1か月程度でやれている例もある。
- (山田委員) 公安委員会というのは、1年に何回くらいか。
- (種谷課長) 週に1回開かれている。
- (山田委員) かなり頻度が高い。
- (種谷課長) 都道府県の公安委員会は非常勤であるが、週に1回はどこの県でもやっている。必要に応じて、臨時の公安委員会というのも可能だ。
- (山田委員) 思っていたよりも開かれている。月に1回とかだと思っていた。公安委員会は空洞化していると思っていた。
- (白石委員) 提案者は何も警察署長にやってほしいというのではなく、もっと早くやってほしいというのが本旨だと思うが、どんなに努力をしても、この平均から短くするというのはできないのか。地元調整にかかっているのか。
- (種谷課長) おそらく時間がかかっているといっているのは、意見が出始めてから全体の流れ、つまり資料での「X週間、プラス本部でかかる時間の平均値」をいっていると思う。このXの部分というのは、いろいろなことをいう方がいる。例えば、駐車規制の見直しを今行っているところであるが、自分の家の前に駐車禁止の規制がか

かっていたがそれを解除したいといったときに、自分が運転するときどこかに駐車したいが、自分の家の前だけはやめてくれといった「総論賛成、各論反対」のような話もある。そういうのを調整するのに非常に時間がかかる。本部でかかる時間は平均なので、なるべく早くやるような形で何とか工夫をすべく……。ただ最後の部分の工事や入札の部分は、競争入札で行う場合は、県の財務規則等で例えば10日なら10日告示をしなければならないということになるので仕方ない。公安委員会の意思決定の部分は、県の努力によって、一定の期間短くできると思う。ただ、そこを短くしても、おそらく、提案者のおっしゃる「全体に長いのではないか」というのは住民意見の部分というのがある程度ある。これもいろいろな枠組みを作っていて、年に2回交通安全運動というのがあるが、住民総点検というのをやっていて、警察と道路管理者と住民の方、PTAの方等で、学校周辺の部分で危ないところというのを点検しながら、このルートに乗っけていこうといったのをやっている。本当に難しいところというのは、利害が対立するものなので、そこはどこが主体となってやるにしても、独善的に一方通行にしたり、駐車禁止を解除したりというのはできないと思う。

(白石委員) 多分、そちらの言い分としては、警察署長がやらなくても、もっと通常の手続きで公安委員会でやればいいのかということと、警察署長がやったときに道路ネットワークで機能しているのだから、部分的な判断が全体の判断を見誤らせるということだと思う。では、警察署長と公安委員会がもっとうまく連携をとれば、警察署長がやることもOKなのか。

(種谷課長) 連携は今でもとっているが。

(白石委員) 具体的に何が困るのか。ネットワークというのが漠然としていてよくわからないので、端的に困ることを挙げていただきたい。

(種谷課長) どこまで警察署長に権限を移譲するかということもあるが、例えば、管内がかなり細かく分かれており、道路は管内をつきぬけて縦横無尽に通っているので、そこは警察署長がそれぞれの隣の警察署長と連携してやればいいのだが、住民の意見も様々なので、それを各警察署長が独自にやっていくということになるとばらばらの規制になってしまう。つまり、ここまでは駐車してもよいが、一步隣の管轄になると駐車できなくなるとか、例えば、スピード、最高速度の規制みたいなものについては、道路全体としてある程度決めていかなければならないものが、プツプツと制限速度が変わってくるということは困る。白石委員がおっしゃったように公安委員会と連携すればいいのだが、であるならばこそ、公安委員会にきちんとかけて、公安委員会の判断として全県的にやっていけばいいのであって、その意思疎通をスムーズにやっていけばいい話なのだろうと思う。

(山田委員) この狙いは、地方分権と同じように、できるだけ、決定権限を下に下ろしていくということが一つある。町村まではあれだが、市、中核市などでは道路管理

者の段階で決定するといったことが必要なのではないか。

(市川委員)(事務局に対して)提案者は、どういふことを具体的に指して問題がある、権限が移譲されるべきであるというようなニーズがあるのか、それを把握しているか。

(事務局)十分には聞いていないが、聞く限りによると、最近、住宅街で子どもの飛び出しが多いといったときに住民から何とかしてほしいとか、そこが迂回路になって車が多く通るようになって事故が起こるようになったときに何とかしてほしいというときに、なるべく早く対応したいということで聞いている。ただ、今のは一時停止の話であり、他にどういふのがあふのか網羅的には聞いていない。

(種谷課長)具体的にこの点で困っているとかがいふことがあれば、そこは特別な理由があるか、あるいはある程度誤解とか連携不足とかあふと思う。埼玉県はかなり先進的にやっているとこで全国的にも紹介されているところである。どこが具体的に問題あふのか、今本当に道路管理者と連携して、今それぞれの権限でやるべきことをまず、すべてを出し切ろうといふことで……。これ(資料で紹介した事例)は、まさに生活道路の例であるが、ランプを設けて車のスピードを落とすといふこと、これは道路管理者の権限であるが、これを道路管理者がやり、一灯式信号機という赤点滅の信号を、このへんは夜真っ暗になるので、交差点がわかるように交差点の信号に警察の権限でつけるといふように、それぞれでやれることをやっとうまく連携しているところが多い。(提案者から、)具体的にどこで困っているのか、より具体的にお聞きできれば、もっと具体的な意見を申し上げることができるのではないかと思う。

(白石委員)提案書の中に問題が書いてあふのではないか。

(宮地参事官)個別の、例えば、あそこの道路がどういふことで提案していない。もう少し一般論的。

(種谷課長)特に、坂戸市も警察署と市町村道路交通環境安全推進連絡会議といふのができていて、これで連携をとりながらやっっているはずである。

(宮地参事官)規制までの流れを見ると、警察署長がやるのが、かなり、交通規制・ネットワークを含めて検討する話であつて、公安委員会はどちらかといふと手続き的なことをやるという感じを受ける。先ほどの説明では、広域的なネットワークを考ふるのだから警察署長はできないといふことであつたが、公安委員会がやるのは手続き的なもので、なおかつ、道路管理者・地方公共団体との調整、地域住民等への説明など警察署長がやっっていることをまたやっっている。公安委員会は、専門家として、広域的なものをみるとか、調整するとかといふ説明と、この図とで違ふのではないかと思うが。

(種谷課長)それはこの図の作り方の問題。「公安委員会の決裁」というところにきちんとした説明があり、さらに公安委員会に行くまでに警察本部の交通部といふところがあるので、そこでネットワークを合理的に考えて、それをきちんと公安委員会にか

けて説明して、公安委員会の決裁をとるということだ。詳しく書けば、そういうことだ。

(白石委員) 具体的に公安委員会に入っているメンバーというのは交通分野の専門家でない方なのか。

(種谷課長) 専門家ではない。専門家でない方が管理するというのが民主的管理、政治的中立ということなので。言ってみれば、県民の声の代表ということで、弁護士とか、学者の方とか、地元の事業家の方とかが入っている。そういったところで審査をしてもらう。もちろん、専門的な意見、ネットワーク全体の観点からの専門的意見というのは、県警本部の交通部のスタッフがいるので、これが全県的に調整したうえで、「こういう問題点がある」「こういうことをやるとこういうメリットがある」といったことを公安委員会で説明して、公安委員会で決裁をいただくという仕組みになっている。

(市川委員) 道路がシームレスである以上、基本的に誰かが集中的に管理をしなければならぬということはあるのだろう。ただ、その中に、もう少し、分権というか、自治体、警察署ないしは道路管理者等に移譲できる権限が果たしてあるのかどうかということが、多分、ポイントになってくるのだろう。

(檜木参事官) 交通規制計画とか実態調査とかあるが、これは、法律上きまっているのか。

(種谷課長) いいえ。典型的な例として書いてある。法律上はない。

(檜木参事官) 私が聞いている範囲では、例えば、小学校の前に停止線とか交通規制をやってほしいといったときに、なかなか手続きに時間がかかるから、というのがどちらかの提案者の問題意識の背景だったように聞いているが、そういう意識でこの図をみると、緊急時にもっとこの図のステップを短縮できるようなルートはありえないかと思うが。

(白石委員) 決まっているルールと、緊急事態に対する住民からの要望があったときに、どういう柔軟性を持ちうるかという現実的なところを考えていただきたい。

(種谷課長) この計画というのは法律で定まった手続きではないが、警察署長は警察署長で警察署管内の合理性を求めると、いろいろな意見の中から優先順位をつけることが必要。極端な例を言えば、信号機をつけてくれという要望が全国で2千とか3千とかあるが、その中で合理性を求め、あともう一方で予算との関係でどこから優先順位でやっていくかといったことがある。そういったことで、ある一部分は遅れることがあるかもしれないが、それよりも先に優先順位が高いからそちらをやっていくのかもしれないということがある。そこを市役所に権限を移譲するとより速いくかどうかというのは、そこは、利益調整とかいろいろな問題があるだけではなくて、市役所でも公的機関であるから入札等をやっていく必要があって、そこは時間がかかると思う。そういうことで、意見要望に対して機敏に対応しなければいけないと言っているが、そこは優先順位をきちんと決めて、予算の配分等も優先順位

にに応じてやっていくべきだろうと思う。今までは、どちらかという幹線道路の安全対策みたいなもののウェイトが重かったが、今は生活道路対策ということで平成14年から「あんしん歩行エリア」の推進を道路管理者と一緒にやっている。小学校の前とか、老人クラブの前とか、そういうところについての意見をなるべく速やかに対応していく姿勢は示している。

(山田委員)住民懇談会を開催すると信号機をつけてくれという要望は多かった。しかし、聞くところによると、信号機1機で700万円するという事だった。

(種谷課長)平均すると700万円くらいかかる。

(山田委員)予算の関係で対応してもらえない。町村レベルでも徐行とか一時停止とかはやれるようにしてほしい。これは公安委員会になっている。

(種谷課長)公安委員会の標識は、例えば、そこで止まらないと取り締まられてしまうという形での一時停止になっている。道路管理者も道路にまる型や足型を書いて一時停止するような形でやっていただいている。これは注意喚起としては、ここで止まってくださいというのはいいが、そこで止まらなかったときに、罰則で裏打ちされるようなことになってくると、ある意味、罰則の謙抑性というものがあるので慎重に行う必要がある。そこに公安委員会の標識との違いがある。標識標示令にない注意喚起のための工夫した形の標示というのは各自治体一生懸命やっていただいている。それについては警察と連携をとりながら常にやっている。

(山田委員)ある程度、町村に任すとか、道路管理者とか警察署長とかに任すといったように見直してもいい時期に来ているのではないか。

(市川委員)もう一回、より具体的にどういうことが主張になっているのか確認していただいた上で、全体のニーズとその中に含まれているそれぞれの地域のニーズとの調整を誰がすべきかというのと、どこまでが全体のニーズに従って、どこまでがそこに含まれている自治体のニーズに従うのかという棲み分けを今のままでいいのか、あるいはもう少し線引きを動かす必要があるのかという議論に最終的にはなってくると思う。頭の中の整理として、道路の規制を今どうやっているのかよくわかったので、それを我々も勉強しながら、場合によってはもう一度議論させていただくということをお願いしたい。本日はありがとうございました。

以上

(文責 構造改革特区推進室 速報のため事後修正の可能性あり)

構造改革特区に関する有識者会議によるヒアリング
議事概要

風適法が県条例に委任している規制事項の市への委任（警察庁）

1. 日時 平成 17 年 5 月 24 日（火）11:20～11:50

2. 場所 内閣官房構造改革推進特区室 7 階会議室

3. 出席者

（委員）市川委員、白石委員、山田委員

（所管省庁）警察庁生活安全局生活環境課 田端課長、菊澤課長補佐、石飛係長

（事務局）檜木参事官、宮地参事官、御園副室長、比良井補佐ほか

4. 議事経過

事務局からの説明（規制の特例事項の内容、論点など）と、所管官庁からの説明（制度の概要など）がなされた後、以下のような質疑応答が行われた。

（白石委員）警察庁からの説明では、県条例のもと、市の実情は勘案されているということであった。では、草加市からなぜこのような特区提案の要望が出るのか。県条例は、市の実情を反映していないのではないかと。また、狭い範囲で規制が緩ければそこに風俗店の立地が集中するが、広い範囲で条例があれば出店は集中しないということだが、東京都にせよ埼玉県にせよ千葉県にせよ、広い範囲で条例を定めても、規制のデコボコにより、特定の地域に出店が集中している。説明と矛盾しているのではないかと。

（田端課長）1 点目については、既に埼玉県の条例で規制されているにも係らず、違法な風俗店が立地しているわけなので、これ以上規制をかける余地がない。規制の問題というより取り締まりの問題であり、警察の力が及ばなかった。また、これまでは規制の罰則が弱かったので、強化しよう法改正を上程している。2 点目の規制の広さ狭さという問題については、県というある程度の広域性の中で、風俗的な特殊性がある地域については規制の穴を空け、敢えて性風俗店の営業を許可することはあり得る。県全体としてある程度の広さの中で部分的な判断をする、というのが適切ではないかと。

（白石委員）緩くされた地域はそれが嫌なのではないかと。市で考えていることが、県のマクロ的な視点と異なるので、このような要望が出てきているのではないかと。

（田端課長）既に禁止地域となっている草加市から、このような規制の要望が出てくるとことはよく分からない。例えば、規制の緩い地域から、「納得がいかない」という要望が出るのは分かるが、そのような地域は、歴史的に歓楽街があったこと

などの特殊事情があるケースが多い。そのような場合は、都道府県として、規制を緩くするような判断はあり得るのではないかと、思う。

(市川委員) 風適法は県条例に規制を委任しているが、市町村が上乗せ規制を条例で設けることはできないのか。

(田端課長) 現状では、法律で都道府県に委任しているので、できない。

(比良井補佐) 別の観点からであれば、できる。

(田端課長) 風営法は、風俗営業者や性風俗関連特殊営業者に関する規制なので、それぞれの市町村で、別の観点として、例えば美観上、景観条例などでの規制はできる。

(市川委員) 規制を厳しくすることが問題になってくるのだと思う。法律の枠組み自体が県に条例委任しているので、市町村は上乗せ規制ができないという時であっても、県のミニマム・プラスのことを市町村ができて、問題は無いのではないかと。

(田端課長) 県の判断として、ある地域の規制を緩くしている時、その市が条例で全面禁止にすると、県の判断とぶつかり合うことになる。警察庁としては、県としてある程度広域的な判断でやって頂く方が合理的と考えている。現実に規制の緩い地域はたいへん狭い。その地域から規制強化の声が上がっているケースは、あまり聞かない。

(檜木参事官) 狭い、広いで言えば、県から市町村に権限を移譲しても、憲法上の問題は無いと思う。これは政策判断の問題だ。なぜ県なのかという理由については、規制と取り締まりは一体化した方が良いということか。しかし、例えば山形、青森に比べ秋田は規制が緩い。そうすると、秋田県内の青森・山形県境に性風俗店が立地する。県といえどもバランスが悪い、ということになる。そうであるなら、市で規制しても構わないのではないかと。市ではなぜだめなのかを説明して欲しい。県全体のバランスとして規制の緩い地域の市が、上乗せ規制を行うということは、政策論としてはあり得る。

(田端課長) 憲法論としてそもそもできない、とまで言うつもりはない。政策論として議論できないわけではない。しかし、法律の作り方として、取り締まり権限が警察と公安委員会に委ねられている。他の行政については市町村に下ろされている規制はあるが、風営法としての規制による立ち入り権限は警察職員に与えられており、許可・届出先は公安委員会となっている。それとのセットで考えると、規制地域を定める場合、都道府県警察が属している県単位の方が、整合性が取れて良い。

(山田委員) 上乗せ条例の話して例をあげると、かつて旭川近郊の東川町で、森林の不法宅地造成があった。森林法では1 haを越えない売買は、農地の場合と異なり農業委員会を通す必要も無く、法律違反とならない。そこへ悪徳業者3人がやってきて3 haの土地を買占め、1 m²あたり千円で11箇所土地を売りに出した。宅地造成による土砂崩れで、道路や農業用水に土砂が流れたが、町が後始末をした。

対抗上「この宅地を買っても町は責任持ちません」という立看板を立てたが、業者はそれを引きぬくという繰り返しがあった。法律的には合法なので、上川支庁に言っても手を出せない。宅地に住宅を建てたら固定資産税を支払うことになるので、町の責任となる。町としては、1 ha 以下でも売買を禁止できないかと考え、届出制度により、協議、勧告、中止命令を行っても違反した場合、30 万円の罰金を課す条例を作った。この条例を作るまでには、かなり検察庁ともめた。しかし、条例を作ってから、乱開発は無くなった。この上乘せ対応については、土地利用学会や農水省に呼ばれて講師をしたりするなど、全国的に有名になった。法律の隙間をぬってうまくやる業者については、自治体は木目細かく対応できる。地方分権の時代なので、現地を分かっている地域に権限を下ろしていくことが大事なのではないか。

(市川委員) 県が決めて、一部規制の緩い地域があった時、今はよくても住民の考え方が代わった場合に対応しきれるか。県として「どこかにこのような(風俗規制の緩い)場所がないといけない」という考えがあり、それを特定地域に押しつけていることになりかねない。規制の決定、特に上乘せの権限は、最小自治単位である市町村にあってもよいのではないか。取り締まり権限が県警と公安委員会にあるので、その点の整合性がとれれば、市町村に権限を下ろしても良いのではないか。

(田端課長) 風営法の基本的枠組みは、昭和 59 年の改正でできた。地域規制は相当厳しくかかっており今に至っている。したがって、今のところ規制を強化してほしいという要望は聞いていない。しかし、意見があるのであれば、警察庁として対応はできるので、対応していきたい。

(市川委員) 規制の強化の提案なので、扱いにくい。草加市からは、何が問題なのかを聞いて欲しい。

(宮地参事官) 規制の強化なのか、取り締まりの強化なのか。

(比良井補佐) 事務局が確認している限りでは、東京都で貸主の責任追及をやっているので、草加市でもやりたい、ということだ。制度面と運用面について、運用については、警視庁をはじめいくつかの都道府県警で貸主責任の追求をやっている。では、制度によってもう少し追求できる面が有るのかどうか、という点について、もし、制度で追求できる面が有って、それを県でできないということならば、市町村で制度を作らせて欲しい、という提案はもっともだと思う。仮に、憲法の関係でそれができないと言うのなら、まず立証して頂いて、有識者会議で議論したい。

(檜木参事官) 風適法第 21 条に「条例への委任」がある。憲法上、法律に違反しなければ、条例を作ることはできる。先ほどは風営法の目的に関しては市町村は条例を作ることができない、という説明であったが、どう論拠なのかを説明して頂きたい。市町村のできるのであれば、法律の目的の範囲内、あるいはこの法律の目的に反

しない範囲で、草加市が条例を作れば良い。

(田端課長) 法律の範囲内で条例を作るのは自由である。ただし、風営法は営業者を取り締まる法律ゆえ、一般的に家主を取り締まるのは難しい。風営法の世界の中で、家主取り締まり規制を県条例に委任して作るのは難しい。

(市川委員) 風営法の趣旨から外れない範囲内において、市町村条例で家主に規制をかけることは問題ない、ということではないのか。

(田端課長) それは、問題は無い。法律に違反せず風営法に違反しない範囲内で条例を設けることは何ら問題ない。

(比良井補佐) もしそれが正しいとすると、ある地域では貸主は幫助罪として責任を問われて犯罪になるが、ある地域では犯罪にならない、ということが生じ得る。それでも構わないのか。

(檜木参事官) 条例なので、犯罪というよりは、行政罰である。

(比良井補佐) 行政罰であっても、憲法との関係では問題となるのではないか。警視庁は今、幫助罪として立件している。

(檜木参事官) 刑法違反にはならない。条例という行政手続に反するというのは、行政罰だ。

(比良井補佐) 草加市が、行政罰として追求していきたいのか、刑法上の犯罪として追及していきたいのか、という点に関しては、刑法上では難しいということか。

(田端課長) 違法店舗があればすべて貸主が幫助罪になるわけではない。しかし、警視庁他数府県でやっていることについて、草加市からの意見として、埼玉県でも取り締まって欲しいという要望があることを埼玉県警に伝えた上で、違法店舗であることを知りつつ貸していることを立証できるば、刑法上でも追求することができる。違法店舗であるかどうかを立証できるかどうか、である。

(市川委員) それは、取締りの問題である。

(比良井補佐) そうなると、残るは、条例で市自らが貸主に対して責任追及をできるかどうか、ということになる。風営法に違反しない範囲という解釈がどうなるかだ。風営法と異なる観点からであれば、できる。風営法の範囲内でどこまでできるのか、ということになる。

(市川委員) 風営法に抵触しない範囲で条例を作ることはできる。

(檜木参事官) 風営法違反にならない条例であれば、大丈夫である。

(山田委員) 地方自治法でも、政令に違反しない条例を自治体は作ることができる。

(田端課長) 法律政令に違反しなければ良い。

(市川委員) 風営法に違反しなければ、事実上、風営法の上乗せ規制を市町村が決めても良い、ということだ。以上の内容をもう一度草加市と話をし、それでも問題があるということなら再度議論することにしたい。条例を作ることはできる。もともと違反のあることについては、取り締まりの問題なので、更に議論する必要があ

るかどうかを確認して欲しい。

(宮地参事官) 帮助罪を適用する時に、立証しやすくする仕組みを条例で位置づけないと運用が難しいのではないか。

(田端課長) その点については、通常、違法店舗があった場合、まず警察が禁止区域営業として営業者を取り締まり、検挙する。その時に家主に対して、次に貸す時には同じような業者を入れない、という誓約書をとって、それでも同様な業者を入れたら、帮助罪で検挙している。

(市川委員) 初犯は取り締まらない、ということか。

(田端課長) 認識しているかどうか、問題となる。マッサージをやっているということは分かって、性的サービスをやっているかどうかまでは、なかなか分からない。性的サービスを表に謳っている店は少ないので、帮助罪として検挙する場合、故意の立証は先ほど話したようにやっている。

(宮地参事官) それほど難しいというわけではないのか。

(田端課長) 決定的にできないというわけではないが、それなりの手順が要る。

(比良井補佐) 草加市がやりたいと考えている条令を定めている例はないのか。

(田端課長) 家主責任を追及する条例は知らないが、都条例の中に通称「ぼったくり条例」と呼ばれる条例があり、家主の一般的な注意義務としての訓示規定が入っている。

(市川委員) では、何が問題となるのかを再度整理しておいて欲しい。

以上

(文責 構造改革特区推進室 速報のため事後修正の可能性あり)